3【管理会社の経理状況】⑹
⑴【貸借対照表】
⑵【損益計算書】
4【利害関係人との取引制限】⑹
5【その他】⑹
第2【その他の関係法人の概況】⑹
1【名称、資本金の額及び事業の内容】⑹
2【関係業務の概要】⑹
3【資本関係】⑹
第3【投資信託制度の概要】⑹
第4【外国投資信託受益証券の様式】⑹
第5【その他】⑹

第四号の二様式記載上の注意中㊱から㊴までを削り、㉟を㊴とし、㉜から㉞までを㊱から㊳までとし、同記載上の注意㉛中「㉙ｃ又は㉚ｂ」を「㉝ｃ又は㉞ｂ」に改め、同記載上の注意中㉛を㉟とし、㉗から㉚までを㉛から㉞までとし、同記載上の注意㉖中「㉓から㉕まで」を「㉗から㉙まで」に改め、同記載上の注意中㉖を㉚とし、⑯から㉕までを⑳から㉙までとし、⑮を⑯とし、⑯の次に次のように加える。

⑰　ファンドに係る法制度の概要
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
⑱　開示制度の概要
ファンドの設立及び運営が行われている国における監督官庁、株主（受益者等）に対する開示（公告を含む。）内容、方法、頻度等について記載すること。
⑲　監督官庁の概要
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。

第四号の二様式記載上の注意⑭の次に次のように加える。

⑮　ファンドの沿革
設立経緯、基本的性格の変更、金融商品取引所への上場等主な変遷について記載すること。

第四号の二様式記載上の注意中㊵を次のように改める。

㊵　販売及び買戻しの実績
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を記載すること（本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）。

第四号の二様式記載上の注意中㊶から㊸までを削り、㊹を㊶とし、㊺から㊿までを㊷から㊼までとし、51を削り、52を㊽とし、53から60までを㊾から56までとし、56の次に次のように加える。

57　外国投資信託受益証券事務の概要
当該外国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。
ａ　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
ｂ　受益者等に対する特典
ｃ　外国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
ｄ　その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

第四号の二様式記載上の注意中61を削り、62を58とし、63から74までを59から70までとする。

第五号の二様式の次に次の二様式を加える。

第五号の二の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】⑴	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部【証券情報】
第1【社債（特定短期社債を除く。）】
1【銘柄】
2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
3【券面総額】
4【各社債の金額】
5【発行（売出）価額の総額】
6【発行（売出）価格】
7【利率】
8【利払日及び利息支払の方法】
9【償還期限及び償還の方法】
10【募集の方法】
11【申込証拠金】
12【申込期間及び申込取扱場所】
13【払込期日及び払込取扱場所】
14【引受け等の概要】
15【社債管理者又は社債の管理会社】
16【振替機関に関する事項】
17【その他】
【転換特定社債に関する事項】
18【転換の条件】
19【転換により発行する優先出資の内容】
20【転換請求期間】
21【転換請求の受付場所及び取次場所】
22【その他】
【新優先出資引受権付社債に関する事項】
23【新優先出資引受権の内容】
24【新優先出資引受権の行使請求期間】
25【新優先出資引受権の受付場所、取次場所及び払込取次場所】
26【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
27【代用払込みに関する事項】
28【その他】